

## 第5節 基本計画達成のための方策

### 1 基本計画達成のための方策

#### (1) 組織市町村の住民及び事業者に対する広報・啓発活動

基本計画達成のためには、排出者となる住民・事業者に対しての広報・啓発活動が特に重要な役割を果たすものであり、組合としても施設見学について積極的に受け入れを行い、また組合のホームページを利用して情報提供を組織市町村と一体となってい、以下の啓発活動に取り組むものとする。

- ・ PRの強化
- ・ 啓発媒体の活用
- ・ 説明会等の実施

#### ア PRの強化

(ア) わかりやすい広報、副読本、ポスター等を作成し、ごみの発生抑制・再資源化の推進を訴える。

(イ) キャンペーンの展開、イベント等の開催を通してごみの発生抑制・再資源化の機運を高める。

#### イ 啓発媒体の活用

(ア) 環境カレンダー、ごみの発生抑制・再資源化マニュアル、啓発ビデオ、漫画等を作成し、ごみの発生抑制・再資源化を推進していくと同時に、住民等に対する教育・指導の教材とする。

(イ) 組合及び組織市町村のホームページを利用し、ごみ処理の実態や数量等の情報を提供する。

#### ウ 説明会等の実施

住民及び事業者に対して、必要に応じてごみの発生抑制・再資源化についての説明会等を実施する。

#### エ その他

(ア) 発生抑制・再資源化アイデアの募集

(イ) その他、発生抑制・再資源化に結びつく施策

( 2 ) 全体像としての行政

基本計画達成のためには、行政側からの方策を発信することに加えて、組織市町村の住民及び事業者の意見や行動を受入れるための方策を次のようにまとめた。

- ・ 住民及び事業者の意見や行動を受入れる仕組み等の充実
- ・ 住民及び事業者の意見や行動を理解、評価する仕組みの検討
- ・ 施策に対する評価結果をフィードバックした新たな施策の実施

## 2 組織市町村における審議会等

### (1) 組織市町村における審議会等

あきる野市では、「あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を平成7年に制定した。この条例により「あきる野市廃棄物減量等推進審議会」を設置して、市長の諮問に応じ、ごみの減量及び再利用の促進等に関する事項について審議している。

日の出町では、「日の出町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を平成5年に制定し、「日の出町廃棄物減量等推進審議会」を中心に、ごみの発生抑制・再資源化を推進していくための方策等について検討を行っている。

檜原村では、「檜原村廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を平成5年に制定した。この条例により「檜原村廃棄物減量等推進審議会」を設置し、村長の諮問に応じ、ごみの減量及び再利用の促進等に関する事項について審議している。

- ・ ごみ処理の目標設定
- ・ 目標達成度の検討・評価
- ・ 評価結果のフィードバック

#### ア ごみ処理の目標設定

計画的なごみ処理事業の推進の観点から、目標の設定は重要事項であり、審議会等において対策を検討する上でも必要である。

ごみ処理の目標は、社会的な認識の変化や、法令の改正等、その時代のニーズとともに変化するものである。また、今後構築される新しいごみ処理システムの中で、組織市町村独自の問題点や解決しなければならない課題等に柔軟に対応した適切な目標設定を行うことが重要である。

#### イ 目標達成度の検討・評価

設定された目標に対し、その達成度を検討することによってごみ処理事業のより具体的な評価が可能となることから、目標の設定と同時にその達成度を検討し評価を行うことも重要である。

#### ウ 評価結果のフィードバック

評価結果を将来のごみ処理事業へフィードバックさせることが、審議会等において審議する上で重要な事項である。

## ( 2 ) 廃棄物減量等推進員等

あきる野市では、「あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき「廃棄物減量等推進員」の制度を設け、地域密着型の制度として活躍している。

日の出町では、「日の出町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき「廃棄物減量等推進員」や「ひのでごみ<sup>ゼロゼロ</sup>00大作戦21推進協力会」を設置し、地域におけるごみの減量、適切な処理及び再利用を推進するために、地域密着型として活躍している。

檜原村では、各自治会を単位に設置している衛生委員が、村民の身近な地域で環境衛生や地域清掃の中心となって活動している。また、今後は、廃棄物減量等推進員制度を活用し、ごみ減量化の達成目標を設定し、実現可能な組織的活動に取り組む。

廃棄物減量等推進員等の主な活動内容としては、以下のとおりである。

- ・ごみの発生抑制及び再資源化並びに環境美化の推進に関する活動
- ・ごみ集積所における分別及び排出ルールの指導
- ・資源化物集団回収等の資源化活動の推進指導
- ・不法投棄及び不適切なごみに関する通報

以上のように、推進員等の制度は、地域住民活動の推進、組織市町村の施策実施のために非常に有効な制度である。

### 3 一部事務組合に関する事項

組合は、昭和48年に設立され、あきる野市、日の出町及び檜原村を組織市町村とする一部事務組合であり、ごみの処理・処分の広域処理を行っているところである。

今後も、ごみ収集・運搬面の効率性や現有処理施設の有効活用を考慮し、そのメリットを活かし、現状の組織体制を維持してごみ処理に対応する必要がある。